

## 船橋市障害者雇用優良事業所表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内事業所（以下「事業所」という。）において、障害者雇用及び障害者の職場実習の受入れに積極的に取組み、他の事業所の模範となる事業所を船橋市が表彰することにより、その取組みを広く周知し、障害者雇用の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者とは、次に掲げるものをいう。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第37条第2項に規定する者

イ その他アと同程度の障害があると船橋市長(以下「市長」という。)が認める者

(2) 一般就労とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第5条第14項に規定する「就労継続支援」に基づく事業及び同条第27項に規定する「地域活動支援センター」にて行われる事業以外による就労をいう。

(3) 職場実習とは、一般就労を目的として、職場における作業手順、知識及び技能を習得させ、作業環境に適応させる訓練をいう。

(4) 事業所とは、生産又はサービスの提供等により継続的に事業を営む場所で、市内に設置されたものをいう。

### (名称)

第3条 市長は、第4条及び第5条に掲げる要件を全て満たしている事業所を「船橋市障害者雇用優良事業所(ふなばし♡あったかンぱに一)」(以下、「障害者雇用優良事業所」という。)として表彰する。

### (対象事業所)

第4条 表彰の対象となる事業所は、本事業の趣旨に賛同する事業所のうち、次の各号のいずれも満たす事業所とする。

(1) 障害者を1人以上雇用していること。

(2) 当該事業所が属する法人等(以下、「法人等」という。)が法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること。ただし、本事業の障害者雇用の算定には、一般就労している者のみを含めるものとする。なお、従業員43.5人未満の法人等にあっては、短時間労働者であっても1人と数える。

(3) 労働関係法規を遵守し、公序良俗に反する事業を行っていない法人等であること。

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団の利益となる活動を行う法人等ではないこと。

- (5) 過去5年以内に本事業の表彰を受けていない事業所であること。
- (6) 応募する取組みが過去5年以内に本事業の表彰を受けた同一法人等に属する他の事業所の取組みに類似するものでないこと。
- (7) 法第44条第1項に定める特例子会社ではないこと。
- (8) 本市に事業所登録をされており、市民税を滞納していないこと。

(審査基準)

第5条 障害者雇用優良事業所としての審査基準は、対象事業所のうち次の各号により審査する。

- (1) 社会的義務を果たしている(雇用促進)  
障害者を積極的に雇用している
- (2) 障害者の職場環境への配慮(環境整備)  
障害者が働きやすい環境が整っている
- (3) 障害者支援への独自の取組み(独自性)  
障害者の就業や生活を支援している独自の取組みがある
- (4) その他、市長が特に就労に対して効果的と認める取組みがある(その他)

(審査委員会)

第6条 市長は、障害者雇用優良事業所の審査を依頼するため、障害者雇用優良事業所審査委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- 2 委員会は、別表に定める者をもって組織する。
- 3 委員会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。
- 4 会長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。
- 5 会長が欠けた場合又は会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、会長が召集し、その議事は出席委員の過半数をもって決定する。

(応募方法)

第7条 事業所が新たに障害者雇用優良事業所としての表彰を希望するときは、市長が定める日までに別に定める「船橋市障害者雇用優良事業所表彰応募書(以下「応募書」という。)」を市長に提出するものとする。

(審査)

第8条 市長は、前条により提出があった応募書について、第4条及び第5条に規定する要件を確認し、必要に応じ現地調査を行うものとする。

- 2 市長は、前項による確認、調査で表彰の対象となると判断されたものについて、委員会に審査依頼するものとする。
- 3 委員会は、別に定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(表彰)

第9条 市長は、審査委員会の報告をもとに、審査された事業所が障害者雇用優良事業所としてふさわしい取組みを行っていることを認めるときは、その事業所を表彰できるものとし、船橋市ホームページ等で表彰結果と併せ障害者雇用の取組み事例を公表する。

(障害者雇用優良事業所への支援)

第10条 障害者雇用優良事業所は、第9条に規定する取組み事例の公表の他、次に掲げる支援を受けることができる。

(1) 名称及びシンボルマークの使用

障害者雇用優良事業所は、名称及び別記のシンボルマークを会社案内、名刺等に使用できるものとする。ただし、そのデザイン及び文言を改変すること並びに有償で頒布する製品等への使用は認めない。

(2) 保証料の補給

障害者雇用優良事業所として表彰された事業所が属する法人等から、表彰された日から5年を経過した日の属する年度の末日までに船橋市中小企業融資規則(昭和51年規則第12号)第11条第2項に基づく融資の承諾を受けた場合、船橋市中小企業融資保証料補給要綱(昭和51年4月1日)第4条第1号に規定する保証料率による保証料の補給を申請することができる。ただし、資金使途は障害者雇用優良事業所として表彰された事業所に関するものに限る。

(庶務)

第11条 この要綱に関する庶務は、商工振興課内に事務局において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表

1	船橋公共職業安定所 求人・企画部門統括職業指導官	【職業紹介部門】
2	船橋商工会議所 中小企業相談所長	【事業所部門】
3	大久保学園障害者就業・生活支援センター長	【障害者就労支援部門】
4	市立船橋特別支援学校長	【特別支援教育部門】
5	福祉サービス部障害福祉課長	【福祉部門】
6	経済部商工振興課長	【経済部門】

別記

